

令和8年度 摂津峡公園キャンプ場実施設計および調査業務 特記仕様書

第1章 総 則

1. 業務の目的

本市では、摂津峡が有する豊かな魅力を更に向上させるとともに、歴史を体感できる芥川城跡や一年を通じて楽しめるキャンプ場などを整備し、あわせて回遊性の向上を図ることにより、四季折々の豊かな自然と悠久の歴史が織りなす、本市を代表する観光にぎわい拠点となるよう検討を進めています。

そのなかで、摂津峡青少年キャンプ場は摂津峡周辺整備におけるキャンプゾーンと位置付け、摂津峡が有する豊かな自然を体感し、心身共にリラックスできる拠点としてリニューアルしていく予定です。

本業務は、摂津峡青少年キャンプ場（高槻市大字原1番地）が1年を通じて幅広い世代が楽しめる施設となるように、昨年度までに実施した基本設計をもとに、市街地に近接する利便性や摂津峡公園内に立地する地形特性、市民ニーズ調査結果を踏まえ、より魅力的なキャンプ場にするとともに輻輳する工種を効率的かつ効果的に進めることができるよう実施設計および調査を行うものです。

2. 適 用

- (1) 本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、高槻市が施行する「令和8年度摂津峡公園キャンプ場実施設計および調査業務」に適用する。
- (2) 本業務は、仕様書、委託契約書、設計書ならびに関係諸法令に基づき施行する。
- (3) 仕様書に記載のない事項については、「測量、調査作業及び業務委託等必携」（大阪府都市整備部発行）に従うものとする。

3. 業務の指示

- (1) 業務の受託者は、業務の実施にあたり、委託契約書に基づき発注者と常に連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務における作業について、関係機関との総合的調整をおこなうものとする。

4. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

5. 守秘義務

受託者は、業務上知り得た事項については、他人に漏らしてはならない。また、発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

6. 技術者の配置

- (1) 受託者は、設計業務における管理技術者及び照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（建設部門（都市及び地方計画の選択科目に限る）または総合技術監理部門（都市及び地方計画の選択科目に限る））、R C C M（都市計画及び地方計画または造園）、国土交通省認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定により都市計画及び地方計画部門または造園部門に認定された者）のいずれかの資格保有者でなければならない。
- (3) 管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画の選択科目に限る）または総合技術監理部門（都市及び地方計画の選択科目に限る））、R C C M（都市計画及び地方計画または造園）、国土交通省認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定により都市計画及び地方計画部門または造園部門に認定された者）のいずれかの資格保有者でなければならない。
- (5) 照査技術者は、照査計画を作成するとともに、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (6) 照査技術者は、設計図書に定める又は発注者の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (7) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。
- (8) 管理技術者、照査技術者は、受託者が会社その他の法人である場合にあっては、当該法人に所属する者としなければならない。（両者の兼任は不可）
- (9) 受託者は、設計業務等における公園担当者、道路（園路）担当者、建築意匠担当者、建築構造担当者、電気設備担当者及び機械設備担当者を定め、発注者に通知するものとする。なお、建築意匠担当者及び建築構造担当者の兼任、電気設備担当者及び機械設備担当者の兼任を可とする。
- (10) 建築意匠担当者及び建築構造担当者は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、以下同じ）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格保有者でなければならない。

- (11) 電気設備担当者及び機械設備担当者は建築設備に関する知識及び技能を有する者でなければならない。

7. 提出書類

- (1) 受託者は、業務の着手および完了にあたっては、委託契約書に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。
- (2) 受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。
- (3) 受託者は、提出書類に変更が生じた場合には、その都度、変更した書類を発注者に提出しなければならない。
- (4) 提出書類一覧

書 類 名	提 出 期 日	備 考
着手届	契約後速やかに	
管理技術者届	〃	
照査技術者届	〃	
担当技術者届	〃	
上記経歴書 上記資格証明書(写)	〃	
業務工程表	〃	
委任（下請負）承諾申請書	〃	
契約時業務カルテ受領書	契約後 10 日以内	
業務委託内訳書	〃	
業務計画書	契約後 15 日以内	
完了届	業務完了の日	
引渡書	引渡しの日	
請求書、請求内訳書	請求しようとする日	
業務週報	業務完了の日	
各種図面	〃	(DWG・DXF・JWW 形式)
各種成果品	〃	電子納品含む
議事録	〃	分科会議事録含む
照査報告書	〃	
完了時業務カルテ受領書	業務完了後 10 日以内	
その他必要と認めるもの	その都度	

8. 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

9. 資料の貸与および返却

- (1) 発注者は、本業務に必要と認められる関係資料等を、受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された関係資料等の借用書を作成し、必要がなくなった場合には、直ちに発注者に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された関係資料等を丁寧に取扱い、汚損、損傷させてはならない。万一、汚損、損傷させた場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、設計図書および仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、複写複製してはならない。

10. 関係官庁への手続き

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関係官庁等への手続きおよび資料作成を行わなければならない。また、受託者は、本業務を実施するため、関係官庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を発注者に報告し、協議するものとする。
- (3) 測量作業及び地質調査業務において、必要な場合は道路交通法に基づく手続きとして道路使用許可申請等を道路管理者および所轄警察署等に届けること。

11. 土地への立入等

- (1) 受託者は、調査のためやむを得ず公有地および私有地に立ち入る場合は、関係法令に規定する身分証明証を携帯し、予め土地所有者の了解を得て、住民との係争が生じないように十分注意しなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のために植物の伐採、工作物の一時使用をするときは、事前に発注者に報告するとともに、当該土地所有者および占有者の許可を得るものとする。
- (3) 屋外で行う測量作業及び地質調査業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全を確保すること。

1 2. 設計図書の支給および点検

- (1) 受託者からの要求があった場合で、発注者が必要と認めるときは、受託者に図面の原図を貸与するものとするが、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (2) 発注者は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

1 3. 疑 義

仕様書および設計書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受託者が協議のうえ決定する。

1 4. 協議打合せ等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と発注者は、常に密接に連絡を取り、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 本業務着手時および仕様書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と発注者は、打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 打合せ内容に応じて、各資格保有者及び各担当者が同席すること。
- (4) 地元自治会や議会等への説明資料として、本業務の設計概要が分かる資料を作成し、必要部数をカラー印刷すること。

1 5. 費用の負担

本業務の検査に必要な資料は、仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1 6. 参考文献等の明記

本業務において、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1 7. 成果品に対する責任の範囲

受託者は、業務完了といえども、成果品に失策不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。また、これに要する経費はすべて受託者の負担とする。

受託者は、業務完了後10年間成果品の控えを保存するものとする。

18. 成果品の検査

- (1) 受託者は、履行期間内に発注者の完了検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の完了検査において、訂正を指示された箇所については、速やかに訂正しなければならない。

19. 成果品の提出

受託者は、本業務が完了したときは、成果品を完了届とともに提出するものとする。

20. 内部通報

- (1) 受託者及び受託者が本業務の履行のために従事させる者は、本業務の履行に際し、発注者の事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を発注者に通報することができる。
- (2) 受託者は、前項について、契約後すみやかに、業務に従事する者に周知するものとする。

21. 環境への配慮

受託者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知することとし、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めるものとする。

22. 敷地内支障物調査

受託者は、敷地内支障物（上水道、下水道、ガス、電気、電話、電柱、架空線等）の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれぞれの管理者に確認し、必要に応じて現地調査を綿密に行わなければならない。また、設計に影響する敷地外の支障物についても同様に調査を行わなければならない。当該内容に十分配慮した上で、設計業務を行うこととする。

23. 提出期限

以下の各提出期限を厳守すること。

- ・ 工事費の把握のため、概算工事費を令和8年9月30日までに提出すること。工事費の根拠となる製品の選定比較表等についても提出すること。
- ・ 積算業務開始前に図面確認を行うため、令和8年11月30日までに令和9年度早期に発注する工事に係る実施設計図面一式を提出すること。
- ・ 令和9年度早期に発注する工事に係る数量計算書、概算工事費の算出資料については、令和9年1月15日までに提出すること。
- ・ 令和9年度は計画通知等に関わる手続きと資料の修正作業を行うことと

し、それ以外の業務の成果については、令和9年3月31日までに提出すること。

- ・調査職員による図面等確認において、訂正・追記等が発生した場合、受託者はすみやかに訂正・追記等業務を行い、再度発注者の確認を受けること。

24. 質問回答書の作成

成果物の引き渡し後においても、当該設計に関する質問が生じたときは、受託者は、質問に対する回答書を作成する等、協力すること。

25. その他

- ・本業務は国庫補助事業であるため、構造やデザイン、工法、材料などの選定根拠を十分に検討し、報告書として取りまとめること。また、各年度の補助金額に応じた出来高検査を実施するなど、調査職員の指示に基づいて資料の提出を行うものとする。
- ・令和9年度以降に実施するキャンプ場の整備工事については、森林環境譲与税の充当を検討しているため、申請に必要となる資料の整理と作成を行うものとする。

第2章 業務内容

1. 業務概要

履行場所 : 摂津峡公園キャンプ場 及び その周辺地域 (位置図参照)

業務内容 : 実施設計 (公園・道路 (園路)・建築・解体ほか)、民間ヒアリング、
測量、調査、修正設計

履行期間 : 令和8年契約日～令和10年3月31日

2. 設計業務に関する一般事項

- (1) 設計業務については、大阪府都市整備部監修の【測量、調査作業及び業務委託等必携】に基づくものとする。
- (2) 設計業務の意図および目的を十分に理解し、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を満足するよう、正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。
- (3) 設計に採用する材料および製品は、原則として JIS、JAS 規格品、遊具の安全に関する規準適合品および一般市場流通品とする。

3. 対象区域

本業務の対象となる範囲は、位置図に示す摂津峡公園キャンプ場とする。

4. 業務内容

本業務内容は以下のとおりとし、その他必要な調査や調整等が生じた場合は、調査職員と協議のうえ実施するものとする。なお、工事発注は、道路 (園路)・擁壁工事、解体工事、公園・建築工事を予定している。(業務内で精査)

4-1 摂津峡公園キャンプ場設計 (公園・道路 (園路)) (キャンプ場面積 約 1.8ha)

①与条件の確認及び調査

- ・与条件及び基本設計の把握と整理
- ・設計条件や設計基準、関係者との調整内容の確認
- ・現地細部調査

②公園基本設計の修正設計

- ・第1キャンプ場のロッジに給排水 (温水設備含む) を設置
- ・第2キャンプ場に屋根広場を設置
- ・第2キャンプ場の展望台の改修を検討し、設計に反映すること。なお改修する展望台は屋根付きとなるよう検討すること。
- ・第2キャンプ場に防火水槽を設置。なお、構造等については高槻市消防本部との協議により決定すること。
- ・第1キャンプ場および第2キャンプ場にサイトを増設するよう検討し、設計に反

映すること。

- ・キャンプ場の管理運営を見据えたバックヤードの配置を検討し、設計に反映すること
- ・キャンプ場の管理運営及び魅力アップのために発注者が指示する項目について検討し、設計に反映すること。

③公園実施設計の検討

- ・基本設計内容の整合性確認
- ・意匠性、安全性、機能性に関する検討と設定。意匠については統一されたデザイン性の高いものとし、デザイン指針を作成すること。
- ・施工性、市場性に関する検討と設定
- ・維持管理性に関する検討と設定。
- ・施設全体（建築を含む）のライフサイクルコストの算出、光熱水費の設定
- ・既存施設の撤去、再利用等に関する検討と設定
- ・雨水排水設備については特定都市河川浸水被害対策法、高槻市総合雨水対策アクションプランに適合させること。
- ・目標工事費との調整
- ・工事発注区分の検討と設定
- ・工事発注区分ごとの工事工程及び造成計画・歩行者動線を含めた施工ステップ図の検討と設定

④公園実施設計図の作成

- ・割付、造成（工事ごとに必要となる仮造成を含む）、施設、設備、植栽、撤去等の実施設計図の作成
- ・造成断面図、園路縦断、排水縦断図の作成
- ・各種施設の構造図の作成
- ・仮設計画図の作成

※上記の図面については、工事発注区分ごとに分割した図面とすること。

⑤数量計算

- ・図面及び仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- ・実施設計の検討に伴う応力や容量の計算
- ・工事発注区分ごとの数量総括表及び数量計算書の作成

⑥道路（園路）拡幅及び詳細設計等に必要となる測量（別紙. 1 参照）

- ・道路拡幅及び詳細設計に必要となる測量
 - ※基準点については既往の測量成果を参照すること
- ・道路構造令等に基づく道路（園路）詳細設計に必要となる縦横断測量
- ・第2キャンプ場における建築物の建築に必要となる現地測量

⑦道路（園路）拡幅、擁壁設計に必要となる地質調査（別紙. 2 参照）

- ・地質及び地耐力確認のためのボーリング調査（2か所以上）及びスウェーデンサ

ウンディング試験

⑧道路（園路）詳細設計

- ・キャンプ場入口から第2キャンプ場までの道路（園路）詳細設計（約1.17km）
- ・道路構造令等に基づく詳細設計（線形検討、幅員設定を含む）

⑨擁壁詳細設計（別紙. 3 参照）

- ・道路（園路）拡幅に必要となる擁壁の詳細設計、及びキャンプ場の造成等に要する擁壁の詳細設計

⑩概算工事費の算出

- ・物価資料または見積徴収による単価に基づいた工事費の算出（見積3社以上）
- ・見積価格については、物価資料等に基づき実勢価格を算出すること

⑪キャンプ場整備（建築・解体含む）に関する費用対効果の算出

- ・国庫補助金要望に必要となる費用対効果を算出すること。必要に応じて他市等へのヒアリングを実施すること。

⑫土壌汚染対策法に係る調査（履歴調査）

- ・キャンプ場の整備については、土壌汚染対策法の対象となることから、法に基づく履歴調査を実施すること
- ・調査結果については、本市の環境政策課に報告し、指摘事項があれば修正すること。

⑬実施設計説明書の作成

- ・キャンプ場（公園）の実実施設計に関する項目を網羅した報告書を作成すること。報告書の整理方法については、本市と協議により決定すること。

⑭関係者協議

- ・キャンプ場（公園）の実実施設計に係る機関（電気通信事業者、ガス事業者、大阪府、高槻市関係部署（下水、道路、建築確認関係、環境、水道部など））と協議を行い、工事発注までに必要となる届出等に関する協議を行うこと。また、その内容について議事録をとりまとめること。

4-2 摂津峡公園キャンプ場設計（建築・解体）

別紙. 4を参照ください

4-3 民間事業者ヒアリング

- ・本業務で作成する設計内容について、キャンプ場の管理実績または、管理運営に関心のある民間事業者（3社以上）にヒアリングを実施し、意見や提案等を集約する
- ・ヒアリングの意見については、本市と協議のうえ、実施設計に盛り込むこと。

4-4 イメージパースの作成

- ・摂津峡キャンプ場の鳥観図作成（A2：2枚）

- ・管理棟、ロッジ大、ロッジ、第1キャンプ場サイト、第2キャンプ場サイト、多目的広場のイメージパース（A3：6枚程度）
- ・イメージパースのアングル等については、市と協議のうえ、決定する

4-5 その他

(1) 設計協議

業務着手時、中間時（1か月に1～2回程度）、成果品納入時を標準とする。

(2) 計画通知等に関わる手続き

以下の手続き及び申請について、関係機関と協議したうえで必要となる資料を作成し、発注者の確認の上、受託者において手続き及び申請を完了すること。

- キャンプ場（広場含む）に設置する建築物に関する計画通知申請手続き
- 敷地内に設ける工作物に関する計画通知申請手続き
- 高槻市ホテル等建築の適正化に関する条例に関する申請手続き及び審議会資料の作成
- 関係部署（審査指導課、道路課、公園課、下水河川企画課、水道部等）との協議及び協議資料の作成
- 給水排水電気設備等に関する関係機関との協議及び協議資料の作成

(3) その他

- 既存施設の石綿、鉛等の含有分析調査（別紙.5参照）
- 既存施設内の処分する備品（机、椅子などの動産）数量の算出
※備品の撤去数量については工事数量と別で計上する

5. 成果品

成果品は、プラスチックボックス（折り畳みタイプ）に収納し納品すること。

- | | | |
|----------------------|------|----------|
| ・測量成果 | 1式 | |
| ・地質調査報告書（データCD含む） | 1式 | |
| ・実施設計報告書 | 1式 | |
| ・実施設計図 | 1式 | ※背貼り製本9部 |
| ・実施設計報告書 | 1式 | |
| ・各種構造計算書 | 1式 | |
| ・既存施設調査報告書（鉛、石綿含有分析） | 1式 | |
| ・照査報告書 | 1式 | |
| ・実施設計報告書（概要版） | 300部 | |
| ・別紙2で指示する成果品 | 1式 | |
| ・電子データ | 1式 | |

- ・その他調査職員が指示するもの
（地元自治会や議会への説明資料（必要部数をカラー印刷）を含む）

令和8年度摂津峡キャンプ場実施設計および調査業務
位置図

